

令和5年7月14日

保護者 各位

世田谷区立奥沢小学校
学校長 前田 恵里

感染症による出席停止の連絡について

学校では、感染症にかかった、またはかかっているおそれがある場合は、適切な療養をし早期に治癒させるため、また、他の児童生徒への感染を防ぐために、「出席停止」としていただきます。なお、この期間中は「欠席」の取扱いとはなりません。

1 学校への報告方法

すぐ一の「欠席・遅刻連絡」でお願いします。

2 報告内容

(1) 出席停止開始時

「病名（症状）」・「(決まっている場合には) 出席停止期間」

(2) 出席停止解除時

「受診日」・「受診した医療機関」・「登校再開日」

※インフルエンザの場合にはインフルエンザの型（A・B）と解熱日もお願いします。

3 出席停止となる主な感染症名

| 出席停止となる主な感染症 | | |
|-----------------|--------------|--------------------------------|
| インフルエンザ | 新型コロナウイルス感染症 | 伝染性紅斑（りんご病） |
| 百日咳 | 結核 | マイコプラズマ感染症 |
| 麻疹（はしか） | 髄膜炎菌髄膜炎 | ヘルパンギーナ |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 腸管出血性大腸菌感染症 | 感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、消化器の風邪など） |
| 風疹 | 流行性角結膜炎 | |
| 水痘（みずぼうそう） | 溶連菌感染症 | アデノウイルス感染症 |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 手足口病 | |

※主治医から感染の危険がないと言われるまで登校を見合わせてください。

(参考)

インフルエンザの出席停止期間

発症後5日(※1)を経過し、かつ解熱した翌日から2日経過後の医師が許可し登校可能となるまで。

※1 発症した日の翌日を1日目として数える。

新型コロナウイルスの出席停止期間

発症後5日(※2)を経過し、かつ症状が軽快(※3)した後1日を経過後の医師が許可し登校可能となるまで。

※2 発症した日の翌日を1日目として数える。

※3 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態

担当： 養護教諭 伊藤敦子
(奥沢小学校 TEL 3727-3535)